

国官参建第51号  
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和6年12月13日付け国不建推第64号・国不建振第105号・国官参建第47号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。







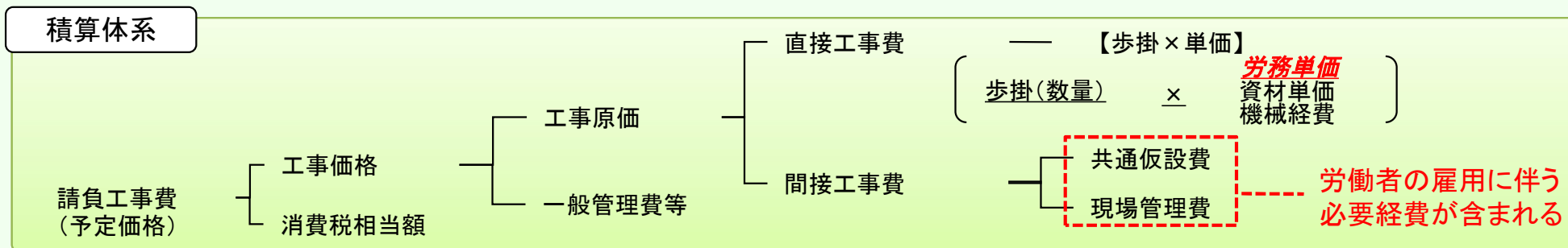


# 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

## 現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**  
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



## 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

## 対策

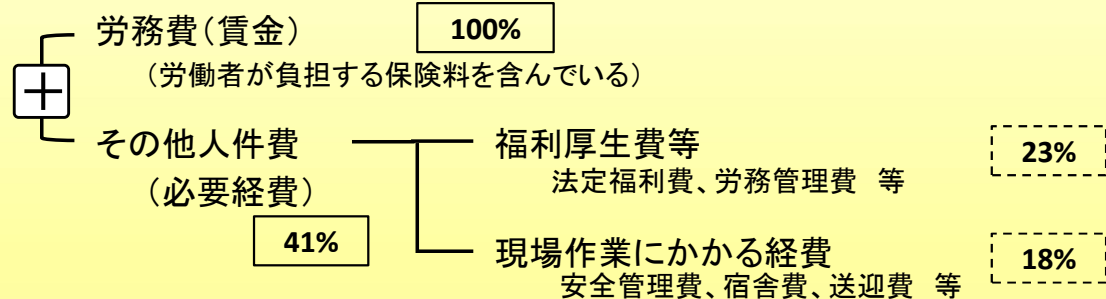
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

### 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価  
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

### 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値  
 (注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

国不建推第66号  
国不建振第107号  
国官参建第49号  
令和6年12月13日

公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長  
建設振興課長  
大臣官房参事官(建設人材・資材)  
(公印省略)

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等(以下「原材料費等」という。)の高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要です。

また、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることは、それぞれの責任と役割の分担が明確化されるとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながるることとなります。

については、貴職におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、積算に用いる原材料費等について、月毎など適時に改定を行うことなどにより市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、本年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)において、契約締結後に資材費等が変動した場合における請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定するとともにその運用の基準等をあらかじめ策定すること、そして、それらに基づき適切に請負代金の変更を行うことが発注者等の責務に追加されました。さらに、同じく本年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の発注者は、当該公共工事の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされました。これらも踏まえ、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)(いわゆるスライド条項)及び第22条(受注者の請求による工期の延長)を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に

対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組みを徹底していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

国不建推第67号  
国不建振第108号  
国官参建第50号  
令和6年12月13日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長  
建設振興課長  
大臣官房参事官(建設人材・資材)  
(公印省略)

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等(以下「原材料費等」という。)の高騰が引き続き懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要です。

また、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号。以下「改正法」という。)により建設業法(昭和24年法律第100号)等の一部改正を行ったところであり、建設工事の請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知、請負契約の変更に係る誠実協議等の事項について、令和6年12月13日から施行されることとされました。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、発注者と元請負人の間の契約の適正化が重要です。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款(甲)第31条(請負代金額の変更)及び第30条(工事又は工期の変更等)(電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)及び第22条(受注者の請求による工期の延長))を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。



たします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

また、本年11月から、元請負人（特定建設業者）が下請代金の支払において手形を利用する場合、手形期間を60日以内に短縮することが求められますが、そのための支払原資が適切に確保されるよう、発注者が元請負人に請負代金を支払うときは、同様に手形期間を60日以内に短縮する、できる限り現金払とするなど、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いいたします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組みを徹底していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

— 建設業法違反通報窓口 —

# 駆け込みホットライン



あつたら違反、  
なくなら通報!

全国  
共通

TEL.  **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  **0570-018-241**

E-mail.  [hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp)

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。  
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方向的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加費用を一方向的に負担させられた

一方向的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じてもらえない。



※ **建設業法違反となる取引上の行為**や注意点はこちら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: [tokyo@tekitori.or.jp](mailto:tokyo@tekitori.or.jp)

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: [osaka@tekitori.or.jp](mailto:osaka@tekitori.or.jp)

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

## 1. 通報される方の情報(匿名可)

氏名	
会社名	
住所	
電話番号	E-mail

## 2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	

## 3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考にご記載ください)	